

津市芸濃スクールバス運行管理要綱

平成 2 4 年 3 月 3 1 日教育委員会訓第 2 号

改正 平成 2 5 年 3 月 2 9 日教育委員会訓第 1 号

改正 令和 4 年 3 月 3 1 日教育委員会訓第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、津市立芸濃小学校（以下「芸濃小学校」という。）の児童の通学用として運行するスクールバス（以下「スクールバス」という。）の円滑で安心かつ適正な管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第 2 条 前条に規定する管理運営を執行するため、安全運転管理者及び整備管理者を置く。

(安全運転管理者)

第 3 条 安全運転管理者は、芸濃教育事務所職員から選任する。

2 安全運転管理者の職務は、道路交通法施行規則（昭和 3 5 年総理府令第 6 0 号）第 9 条の 1 0 及び津市安全運転管理規程（平成 1 8 年津市訓令第 1 8 号）の規定の例による。

3 安全運転管理者は、スクールバスの運行状況を把握するため、津市芸濃スクールバス運転業務日誌（別記様式）を備え付け、運転者に記録させるものとする。

(整備管理者)

第 4 条 整備管理者は、道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）第 5 0 条第 1 項の規定により、芸濃教育事務所職員から選任する。

2 整備管理者の職務は、津市自動車整備管理者規程（平成 1 8 年津市訓令第 2 6 号）に定めるところによる。

(使用の範囲)

第 5 条 スクールバスの使用は、芸濃小学校に通学する児童の輸送のみに限るものとする。ただし、芸濃教育事務所長が必要があると認める場合は、この限りでない。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定め

る。

附 則

この訓は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日教育委員会訓第 1 号）

この訓は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日教育委員会訓第 1 号）

この訓は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式（第3条関係）

津市芸濃スクールバス運転業務日誌

【運行車両： 】

安全運転 管理者	整 備 管理者	担 当

運行年月日	年 月 日（ ）	天気	【登校】 【下校】
学校行事等			
	【登 校】	【下校①】	【下校②】
運転者			
乗車人数	人	人	人
不乗車人数	人	人	人
運行・児童 の状況			
出発時間	時 分	時 分	時 分
到着時間	時 分	時 分	時 分